

福井市テニス協会旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、協会関係用務で旅行する者および大会運営関係者に対し支給する旅費に関し諸般の基準を定め、協会の円滑な運営に資するとともに協会費の適正な支出を図ることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 旅費の種類は、電車賃、船賃、航空賃、日当、宿泊費とする。

2 電車賃、船賃、航空賃は路程に応じ、旅客運賃等により支給する。

3 電車等のない場合は、利用した交通機関の実費を支給する。

4 日当は、旅行中および大会の日数に応じ、次に定める額を支給する。

協会関係用務およびドロー会議 1日当たり 2,000円

大会運営関係 レフェリー 1日当たり 5,000円

上記以外の役員 1日当たり 3,000円

5 宿泊料は旅行中の夜数に応じ、1夜当たり実費を支給するが、10,000円を限度とする。

(旅費の計算)

第3条 旅費は最も経済的な通常の通路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、用務の必要または天災その他止むを得ない理由により最も経済的な通常の通路および方法により旅行しがたい場合は、その現にとった通路および方法によって計算する。

(旅費の請求手続き)

第4条 旅費の支給を受けようとする者は、事前に口頭またはその他の方法により当該委員長に請求しなければならない。委員長等は理事長に請求する。

(電車賃)

第5条 電車賃の階級を2階級に区分する路線による旅行の場合には、下位の階級の運賃とする。

2 県外旅行については、第3条を基準として普通・特別急行料金、新幹線特別急行料金、日当、宿泊料を支給する。ただし、移動日のみの日当は1/2とする。

3 県内旅行については、第3条を基準として旅客運賃のみ支給する。

(船賃、航空賃)

第6条 船賃、航空賃は第3条、第5条を基準として支給する。

(旅費の調整)

第7条 大会運営、ドロー会議については、日当のみ支給する。

第8条 この規程の適用する用務でも他の機関から旅費の支給があれば本規程は適用しない。ただし、その旅費が本規程以下の金額の場合は不足額を支給する。

第9条 旅行者がこの規程により旅行しがたい場合は、当該委員長または理事長の定め

る旅費を支給することができる。

第10条 この規程により支給する旅費は予算の範囲内とする。

(改 正)

第11条 この規定を適用することが著しく実情にそぐわないこととなる場合は、そのつど理事会に諮って改正する。

付 則 この規程は平成 13 年 2 月 17 日から施行する。